

怖いものベスト4

仙北市長 門脇 光浩

昔から言われた怖いものベスト4が「地震・雷・火事・親父」です。ちなみに親父は「大山風（オヤマジ）」で台風のことなんだとか。知らなかったなあ。

現在の仙北市怖いものベスト4は、「地震・大雨・火事・火山」です。地震は東日本大震災の後、仙北市内で直下型と感ずる揺れが何度も起きていて、市で対策を強化中です。

さて大雨、これは昨年夏も先月も「ゲリラ豪雨」に見舞われました。あの降り方は、亜熱帯地方のスコールだと指摘した方がいます。まさにその通り。大雨に備えた対策は、社会全体で進めないと歯が立ちません。河川整備、水路の幅や深さなど、国、県での基準の見直しは絶対必要です。

話は少しそれますが、都会は猛暑を通り越して酷暑です。東京などへの出張は命がけて、自分は見ると夏向きではない体格（常に20キロの重ね着をしている状態）のため、両ポケットに最低でも2枚のハンカチをしのばせて出かけます。ところが電車の中で1枚はグチヨグチヨ。フラフラになって会議会場へ入ると、中は節電対策で蒸し風呂状況。でも、辛いことばかりではありません。南国の特産と言われている農作物が、どんどん北上を続けています（もちろん気象変動だけではなく、栽培技術の進展も大きい）。これなどは、新たなビジネスチャンス到来ととらえれば楽しくなります。

火事は怖いものベスト4の中で、唯一自身が気を付ければ起こさなくて済む災害です（もちろん火という点もありません）。徹底した防火意識を育てましょう。そして火山。噴火40周年説の駒ケ岳は、地熱の高いエリアが拡大している報告があり、警戒を続けています（変化に要注意！）。この他、個人的に怖いのは、オバケと学生時代の通信簿、それに急情心でしょうか。どれも出て来てもうっては大変です。

大震災支援 NEWS & Information ニュース&インフォメーション

問合せ：東日本大震災支援本部 ☎ 43-0261

5月23日 団体名 桜美町若者会有志 支援場所 山田町 豊間根地区避難所 支援内容 炊き出し：昼食 焼きそば 200食

5月24日 団体名 田沢湖水深委員会 支援場所 山田町 中央公民館他2保育園 支援内容 炊き出し：昼食 きりたんぼ他 150食

5月27日 団体名 田沢湖包和会 支援場所 山田町 豊間根地区避難所 支援内容 炊き出し：昼食 米粉団子 お吸い物 100食

6月19日 団体名 田沢湖水深委員会 支援場所 山田町 豊間根保育園 支援内容 炊き出し：昼食 きりたんぼドック 300食

6月25日 団体名 田沢地域運営体「荷葉」 支援場所 山田町 大浦漁村センター 支援内容 炊き出し：昼食 おもち、たけのこ汁 300食、地元産レタス、アスパラ

6月30日 団体名 角館地区民生委員 支援場所 山田町 南小学校 支援内容 花、プランター 150個



国民年金

不慮のときには障害年金と遺族年金があります

国民年金からは、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか、不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

障害基礎年金

障害基礎年金は、障がいの原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。

年金額は、障がいの程度が1級のときが98万6100円（平成23年度価格・年額・以下同じ）、それより軽い程度の2級のときが78万8900円です。また、障害基礎年金には子（生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子・以下同じ）の加算額があって、その額は一人について7万5600円（ただし、二人目までは一人について22万7000円）です。

遺族基礎年金

今年4月からは加算対象者が拡大され、これまで受給権が発生した後結婚・出産しても、配偶者や子どもが受け取ることができなかった加算額が、年金受給権が発生した後でも配偶者や子どもへの加算額を届出により受け取ることができるようになりました。

児童扶養手当を受けている方は、同一の子を対象とした障害年金の加算と配偶者の方へ支払われる児童扶養手当の両方を受け取ることができます。

児童扶養手当と障害基礎年金の加算のどちらを受けるかについては、原則として、児童扶養手当の金額と障害基礎年金の加算額とを比較して金額の高い方を受けることができます。ただし、児童扶養手当には所得制限があるほか、障害基礎年金の加算も子の人数によって金額が変わるため、詳しくはお近くの年金事務所または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

年金受給のための条件

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が一人の妻には101万5900円、一人の子だけには78万8900円支給されます。また、子が二人以上の上のときには、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。また、「3分の2要件」を満たせなくても、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要がありません。

ご自身が、保険料納付要件を満たしているかどうか心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、お住まいの市区町村の国民年金の窓口またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

厚生年金の加入者

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。